

忙しいパパ・ママに
「あったらイイな」を

令和９年度 館山市

保育施設利用のご案内

もくじ

1. 館山市の保育施設・・・・・・・・・・ P１
2. どんなお子さんが利用できる？・・・・ P１
　●令和９年度クラス年齢表・・・・・・ P１
3. 利用できる時間は？・・・・・・・・・ P２
4. 土曜日保育について・・・・・・・・・ P２
5. どんなパパ・ママが利用できる？・・・ P３
6. 必要な書類・・・・・・・・・・・・・ P５
7. 保育料等について・・・・・・・・・・ P６
　●保育料等の算定方法 ・・・・・・・・ P６
　●保育料等の納付方法 ・・・・・・・・ P６
　●令和９年度保育料一覧表 ・・・・・・ P７
　●給食費 ・・・・・・・・・・・・・・・ P７
　●延長保育料について ・・・・・・・・ P８
　●保育料の軽減・免除について ・・・・ P８
　●保育料等を滞納した場合 ・・・・・・ P８
8. お申込みから入所までの流れ・・・・・ P９
9. 館山市の保育施設一覧表・・・・・・・ P11
10. 保育施設アクセスマップ・・・・・・・ P12
11. 保育施設の退所について・・・・・・・ P14

「保育施設」の
「アレ」が知りたい時は
⬅ココ！



館山市ホームページ
「保育園・こども園」

http://www.city.tateyama.chiba.jp/kodomo/page100001.html

問合せ先：館山市役所 こども課　☎0470-22-3496

1. 館山市の保育施設

保育施設とは、仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって就学前までの児童をお預かりする施設です。館山市内の保育施設には、保育園と認定こども園があります。

保育園
生後 57 日目から就学前までのお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園
幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、保育が必要なお子さんと、保育を必要とせず幼児教育のみを受けようとするお子さんが一緒に過ごします。

◆年末年始等のお休みは各園で異なります。感染症・自然災害等により休園となる場合があります。

2. どんなお子さんが利用できる？（保育の必要性の認定）

幼稚園、保育園、認定こども園などの施設の利用を希望する場合は、館山市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

この「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって 3 つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設が異なります。

教育・保育給付認定の申請書は、保育施設の利用申込書類と兼ねています。教育・保育給付認定の処理が終わりましたら、支給認定証を発行します。なお、認定を受けた場合であっても、ご希望の施設の空き状況によっては、施設をご利用いただけない場合があります。

認定区分		保育の必要性	利用できる施設
1 号認定	教育認定	保育を必要としない	幼稚園・認定こども園（教育利用）
2 号認定	保育認定（満 3 歳以上）	保育を必要とする	保育園・認定こども園（保育利用）
3 号認定	保育認定（満 3 歳未満）		

●令和 9 年度クラス年齢表

クラスは入所する時点での年齢ではなく、下記の年齢区分により編成されます。ただし、入所されるお子さんの月齢や発達状況などにより、異なる編成となる場合もありますのでご了承ください。

5 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日 ～ 令和 6 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日 ～ 令和 7 年 4 月 1 日
1 歳児クラス	令和 7 年 4 月 2 日 ～ 令和 8 年 4 月 1 日
0 歳児クラス	令和 8 年 4 月 2 日 ～



3. 利用できる時間は？（保育必要量の認定）

教育・保育給付認定（２号・３号）を受けた場合は、さらに次ページの表の保護者の状況により「保育必要量（施設を利用できる時間数）」を認定します。保育必要量は「標準時間認定」と「短時間認定」の２つの区分があり、認定区分によって施設を利用できる時間や保育料が異なります。認定区分ごとの施設利用可能時間は以下のとおりです。

保育標準時間認定…11 時間　／　保育短時間認定…8 時間



◆施設開所時間中の、どの時間帯を切り取って 11 時間又は 8 時間とするかは、保育施設によって異なります（詳細はＰ11 の「館山市の保育施設一覧表」参照）。
◆保育短時間認定を受けた方も、別途料金を支払うことで、延長保育を利用することができる場合があります（詳細は P8「延長保育料について」参照）。
◆私立保育施設には、11 時間を超えて開所している保育施設もあり、別途料金を支払うことにより利用することができます（詳細は P11「私立保育施設」参照）。

4. 土曜日保育について（公立保育園、こども園）

利用場所…入所している保育施設　／　利用時間…7 時30分～12時30分

利用にあたっての提出書類

就労の場合…土曜日等就労証明書
※入所申込時に提出していただいた就労証明書で土曜日勤務が確認できない場合に、別途必要となります。



◆月ごとの事前申込み制とし、締め切りは前月 25 日です。申込み期限後の受付はできません。
◆土曜日保育を申込み後、都合で利用しない場合や利用日の変更については、その週の水曜日までに入所している保育施設へ申し出て下さい。
◆保育の利用希望がない土曜日は、保育施設は閉所となります。
◆私立保育施設については、直接その保育施設に確認してください。

5. どんなパパ・ママが利用できる？

教育・保育給付認定（2 号・3 号）を受けるためには、保護者に次のいずれかの事由があり、常時（月 64 時間以上）保育が必要な状態にあることが必要です。

お子さんの父母の他に、70 歳未満の同居者がいる場合には、同居者全員の保育の必要性を確認させていただきます。

保護者の状況	保育必要量	入所できる期間・保育の必要性を証明する書類
父母ともに 月 120 時間以上 就労している場合	保育標準時間	入所できる期間　就労が続いている間 保育の必要性を証明する書類　就労証明書
父母両方、または父母のどちらかの就労時間が 月 64 時間以上120 時間未満の場合	保育短時間	
下の子の出産前後	保育標準時間 （保育短時間でも可）	入所できる期間　出産月とその前後 2 か月 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の 4 か月前から 2 か月後まで 保育の必要性を証明する書類 ◆ 申立書 ◆ 母子手帳
下の子の育児休業 注1	保育短時間	入所できる期間　下の子の出産から 1 年 保育の必要性を証明する書類 ◆ 申立書 ◆ 就労証明書 （育児休業期間、復職年月日の記載のあるもの）
疾病・障害	申請内容による	入所できる期間　療養・介護等を必要としなくなるまで 保育の必要性を証明する書類 ◆ 申立書 ◆ 診断書（症状・保育できない旨の記載があること）、障害者・療育手帳（写）、介護保険証（写）のいずれか
介護・看護		
災害復旧	保育標準時間	入所できる期間　必要な期間 保育の必要性を証明する書類　罹災証明書
求職活動	保育短時間	入所できる期間　90 日間 保育の必要性を証明する書類　申立書
就学	就学時間による	入所できる期間　卒業（修了）予定月の末日まで 保育の必要性を証明する書類 ◆ 申立書　◆ 時間割表 ◆ 入学許可証または在学証明書
その他	申請内容による	入所できる期間　必要な期間 保育の必要性を証明する書類　申請内容によって館山市こども課にて指定

注1　上のお子さんが継続して保育施設を利用しており、出産後 1 年以内に育児休業から復帰する予定がある場合のみ対象。

Check!

◆就職・退職・転職した場合は、所定の様式により報告してください。「保育標準時間認定」の児童の保護者が退職して求職活動をする場合は、退職した翌月から「保育短時間認定」に変更となり、利用時間が変わります。

◆求職活動を要件に保育施設に入所した場合は、90 日が経過する日までに就労証明書などの書類をこども課へ提出することで、継続して保育施設を利用することができます。提出をされない場合には、保育施設を退所することになります。また、退職後に再就職の意向が無い場合も退所となります。

◆育児休業を取得し、出産後1年以内に復職をする場合は、復職まで上の子は継続して保育施設を利用することができます。この場合、出産月の翌3か月目からは保育必要量が「保育短時間認定」になります。

◆育児休業を 1 年よりも長く取得する場合は、出産月の翌 2 か月後の月末で退所となるのが原則（P3 表の「下の子の出産前後」に該当）ですが、5 歳児であれば、そのお子さんが卒園するまで継続して保育施設を利用することができます。

◆出生されるお子さんの保育施設の入所申込に際し、入所日は原則、月初め（1 日）からの入所ですが、育休復帰の場合は、復職日より 2 週間前（ならし保育期間）から指定することができます。ただし、生後 56 日が経過していることが必要です。出生されるお子さんの入所申込をされた場合、入所可否の審査は、産休明け・育休復帰の場合は原則入所月の前々月の審査に、それ以外の要件でお申込みされる場合は、入所月の前月の審査になります。

◆育児休業給付金の支給を受けている方は、申請書を提出する前にあらかじめ写しをお取りください。
なお、育児休業及び給付金の支給期間の延長を目的とした入所申込みはできません。
また、入所決定後に申込みを取り下げた場合は、施設利用保留通知書を発行することはできませんので、あらかじめご了承ください。

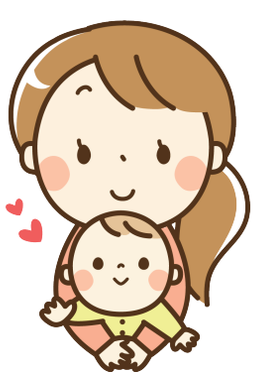

6. 必要な書類

①教育・保育給付認定申請書

◆在籍している園を継続して利用する場合は、現況届の提出が毎年必要です。

②保育施設等の利用申込書

③家庭状況書

④児童状況書兼健康状況申告書

◆記載内容に事実と異なる点や不正確な点があった場合は、入所決定後であっても、入所を取り消すことがあります。
なお、申請後に記載内容に変更が生じた場合は、速やかにこども課までお知らせください。

⑤保育の必要性を証明する書類

◆父母及び 70 歳未満の同居者全員分が必要です。状況によって書類が異なりますので、P3 の表で確認してください。兄弟姉妹で利用する場合や、兄妹姉妹が学童クラブ等のお申込みをする世帯は、世帯で 1 通の提出で構いません。この書類が期限までにご提出されない場合は、求職活動中とみなされます。

◆就労状況や世帯構成・住所等が変わった場合、所定の様式により報告してください。変更内容により、保育の必要性を証明する書類等をご提出いただく場合があります。

⑥保護者及び児童の個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）

◆提出がない場合は、館山市が個人番号の確認を行います。

⑦申請者の本人確認書類

◆顔写真付きのもの 1 点、または顔写真なしのもの 2 点。

⑧生活管理指導票

◆食物アレルギーがあるお子さんには、申込みの際にこども課から「生活管理指導票」を渡しますので、医師に記入してもらい、入所する保育施設に提出してください。



7. 保育料等（保育料・給食費）について

●保育料等の算定方法

保育料等は、4月1日時点のお子さんの年齢（年度途中でお子さんの年齢が上がっても4月1日時点の年齢）と保護者の前年度（または当年度）の市民税額により、下記の表に従い算定します。保育料等の切替時期は、毎年9月です。

修正申告等により税額が変わった場合は、当該年度に限り保育料等を見直しする場合があります。なお、満3歳になった後の4月1日からは無料です。

令和9年4月～8月分	令和8年度市民税額 （令和7年中の収入から計算される税額）
令和9年9月～令和10年3月分	令和9年度市民税額 （令和8年中の収入から計算される税額）



◆実態として祖父母などの同居者が生計の中心者である場合には、父母の市民税の他に、生計中心者の市民税を合算して保育料等を算定する場合があります。

◆保護者がふるさと納税や住宅ローンなど税金の控除を受けている場合は、控除前の税額にて保育料等を算定します。

◆算定対象期間に保護者が海外に在住等であった場合は、算定対象期間における収入額の証明できる書類をご提出いただき、それを基に市民税額相当額を算出し、保育料等を決定します。

◆サービス内容の違いや教材の購入などで、別途料金が発生する場合があります。これは、公私の違いだけでなく施設によって異なりますので、入所した保育施設に直接お問い合わせください。

◆保護者が婚姻又は離婚した場合、所定の様式により報告してください。保育料等が変わる場合があります。

●保育料等の納付方法

保育料等は、原則金融機関での口座振替により納付してください。口座振替ができない場合は、配布される納入通知書により金融機関または館山市役所にてお支払いただくか、指定口座へのお振込みにてお支払いいただけます。なお、納付期限（口座振替日）は、毎月月末（月末が土日祝日に当たる場合は翌営業日）です。

私立保育施設の給食費は、その保育施設に直接お支払いください。

●令和９年度保育料一覧表【0 ～ 2 歳児】（給食費含む）

階層番号	父母の市民税所得割の合算により算定される階層区分	多子軽減対象児童の年齢制限撤廃摘要の有無	月額保育料（※変更になる場合があります）			
			第１子		第２子	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯	—	0 円	0 円	0 円	0 円
2	市民税非課税	—	0 円	0 円	0 円	0 円
3	所得割 48,600 円未満	○	16,570 円	16,280 円	8,280 円	8,140 円
	所得割 48,600 円未満 (要保護世帯)	○	7,780 円	7,650 円	0 円	0 円
4	所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	○	25,500 円	25,060 円	12,750 円	12,530 円
	所得割 48,600 円以上 77,101 円未満 (要保護世帯)	○	9,000 円	9,000 円	0 円	0 円
	所得割 57,700 円以上 97,000 円未満	—	25,500 円	25,060 円	12,750 円	12,530 円
	所得割 77,101 円以上 97,000 円未満 (要保護世帯)	—	25,500 円	25,060 円	12,750 円	12,530 円
5	所得割 169,000 円未満	—	37,820 円	37,170 円	18,910 円	18,580 円
6	所得割 301,000 円未満	—	51,850 円	50,960 円	25,920 円	25,480 円
7	所得割 397,000 円未満	—	66,000 円	64,870 円	33,000 円	32,430 円
8	所得割 397,000 円以上	—	80,000 円	78,640 円	40,000 円	39,320 円

●給食費【3 ～ 5 歳児】(令和 8 年 9 月 1 日現在の料金)

公立保育施設　月額 6,460 円（ごはん代 700 円・おかず、おやつ代 5,760 円）

私立保育施設　月額 6,460 円～（ごはん代・おかず、おやつ代等）
※詳細は各保育施設に直接お問い合わせください。

Check!

◆年収 360 万円未満相当世帯及び第３子については、副食費（おかず代等）の費用は免除されます。

Check!

●延長保育料について

公立保育施設を利用している保育短時間認定者は、16 時～ 18 時まで、延長保育を利用することができます。料金は 30 分ごとに 100 円です。
保育標準時間認定者は、延長保育はご利用いただけません。
私立保育施設については、各私立保育施設へお問い合わせください。

●保育料の軽減・免除について

①同一世帯でお子さんが保育施設・幼稚園に複数人在籍している場合

兄弟姉妹で保育施設・幼稚園に在籍している場合、第 2 子目のお子さんの保育料が半額に、第 3 子目以降のお子さんの保育料が無料になります。
なお、こども課にて利用が確認できない施設等を利用している場合には、利用していることを示す書類（保育証明書）が必要です。

②保育施設・幼稚園に在籍していない兄弟姉妹がいる場合

P7 の保育料一覧表にあります階層区分によっては、上の兄弟姉妹の年齢にかかわらず減免が適用となる場合があります。減免が適用となる世帯につきましては、表中の「多子軽減対象児童の年齢制限撤廃適用の有無」の項目に○が表示されている階層区分の世帯が対象となります。

③ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯の場合

ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯（P7 の保育料一覧表の階層区分中に「要保護世帯」と表示されている世帯）の場合は、第一子の保育料が軽減されます。
なお、この世帯で「多子軽減対象児童の年齢制限撤廃適用の有無」の項目に○が表示されている階層区分の世帯は、第 2 子目以降のお子さんの保育料は無料になります。

注意！

●保育料等を滞納した場合

納付期限を過ぎた場合には、過ぎた日数に応じて延滞金が加算されます。また、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）や財産差し押さえの滞納処分を行うことがあります。必ず納付期限までにお支払をしてください。納付期限までのお支払が困難な場合は、納付の相談を受け付けておりますので、お早めにこども課までご相談ください。

8. お申込みから入所までの流れ

各フローの日程は、４月１日入所の際の手続き時期です。産休・育児休業から復職する場合に限り、５月入所まで受付します。

⓪希望保育施設の決定（準備期間）【11 月中旬頃まで】

保護者の方が、事前に直接保育施設にお問合せ・見学などして、時間や内容などを調べていただき、第１希望の保育施設を決めてください。

第１希望の保育施設への入所が難しい場合がありますので可能な限り複数の希望保育施設を考えておくことをおすすめします。

▼

①給付認定申請・入所申込【11月24 日（火）～12月15日（火）】期限厳守

注意！

【受付時間】9:00～16:30（12月3日、10日は19:00 まで）
【休日受付】12月6日（日） 10:00～15:00

受付期間中に館山市役所こども課へ書類を提出してください。受付期間を過ぎると、１次利用調整の対象となりません。ご注意ください。

館山市にお住まいの人が他市町村の保育施設を利用する場合

Check!
◆申込場所・・・・・・館山市役所こども課
◆必要な書類・期限・・希望する保育施設のある市町村の定めるとおり

※希望する保育施設のある市町村の担当課に、必要な書類や期限などについてお問い合わせしてください。
※転出を予定している場合は、転出先の市区町村に申込先を確認してください。

他市町村にお住まいの人が館山市の保育施設を利用する場合（私立のみ受付）

Check!
◆申込場所・・・・・・保護者の住所地の担当課
◆必要な書類・期限・・館山市が定めるとおり

※館山市役所こども課に必要な書類や期限などについてお問い合わせしてから、保護者の住所地の担当課まで申込みをお願いします。書類は期限内に館山市に必着となりますので、お早めにご準備ください。
※館山市に転入を予定している場合はご相談ください。

▼

②調査【受付日～１月前半】

提出書類に不明な点がある場合は、電話などで状況を確認します。

▼

③利用調整【１月中旬頃】

利用調整は市で行います。①の期間で入所申込みがあった人の保育の必要性の事由やご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し決定します。入所決定は先着順ではありません。

利用調整の結果、第２希望以降の保育施設へ入所を決定する場合があります。転園を希望する場合は、転園届を希望する月の前月15 日までにこども課へ提出してください。

▼

次ページに続く▶▶

④入所決定【２月中旬頃】

③の利用調整により入所する保育施設が決定しましたら、支給認定証・施設利用承諾通知書を送付いたしますので、必ず内容をご確認いただき、大切に保管してください。保育料等を徴収する場合は、口座振替依頼書も送付いたしますので、お手続きを忘れずにお願いいたします。

※入所が保留になった場合

入所を希望する保育施設に空きが無いなどの理由により、入所保留となる場合は、希望保育施設の入所保留児童として登録され、翌月以降も選考の対象となります。欠員などにより、入所可能となった時点でこども課からご連絡します。

入所を保留する決定がされた場合も、支給認定証・施設利用保留通知書は送付されますので、必ず内容をご確認いただき、大切に保管してください。



◆提出していただいた申込書は、令和 10 年 3 月 31 日まで有効です。
◆希望保育施設を追加する場合は、希望する月の前月 15 日までにこども課へ提出してください。
◆入所保留のままで 令和 10 年３月まで入所ができない場合は、あらためて令和 10 年４月からの入所申込書を申込期間内にご提出ください。
◆入所保留中に、家庭状況や就労状況などに変更があった場合はお知らせください。
◆保育施設を利用する必要がなくなった場合には、申込みの取り下げをしてください。

▼

⑤入所前説明会【２月～３月】

各保育施設で入所前の説明を受けていただきます。集団での説明会や個別面談等、各保育施設で説明会の方式は異なります。日程は、④の施設利用承諾通知書と一緒にお知らせをします。

▼

⑥利用者負担額（保育料）決定通知書【２月～３月】

利用者負担額（保育料）は、保育施設からの配付、または郵送により通知します。

▼

⑦入所【４月１日】

入所当初は、通常よりも短い時間での保育（ならし保育）となり、認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。保育料は変わりません。



◆二次申込受付期間：令和９年２月１日（月）～２月 15 日（月）
◆年度途中の入所は、二次申込から受付、入所希望月の前月15 日が申請締切です。
◆産休・育休明けの場合に限り、２か月前に利用調整を行います。入所希望月の前々月15日までに申請してください。

9. 館山市の保育施設一覧表

●公立保育施設 ※園開放事業や見学、生活内容については、直接各保育施設へお問い合わせください。

区分	保育施設名 (小学校区) 電話番号	定員	入所可能年齢	曜日	保育短時間	保育標準時間
認定こども園	船形こども園 (船形 406-7) ☎0470-27-2524	90	生後 57 日目から 就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00
				土曜	7：30 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30
	房南こども園 (犬石 1496) ☎0470-28-2431	70	生後 57 日目から 就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00
				土曜	7：30 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30
	九重こども園 (安東 751) ☎0470-22-9800	70	生後 57 日目から 就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00
				土曜	7：30 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30
保育園	館野保育園 (山本 1204) ☎0470-22-2722	60	生後 57 日目から 就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00
				土曜	7：30 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30

●私立保育施設 ※土曜日保育につきましては、その必要性を証明する書類のご提出をお願いする場合がありますので、各私立保育施設へ直接お問い合わせください。

区分	保育施設名 (小学校区) 電話番号	定員	入所可能年齢	曜日	保育短時間	保育標準時間
認定こども園	館山白百合こども園 (船形 802) ☎0470-27-3303	69	1 歳児から就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：30 ～ 18：30
				※土曜	8：00 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30
	認定こども園 OURS 館山 (北条 402-2) ☎0470-22-0700	252	生後 57 日目から 就学前まで	平日 ※土曜 休日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00 延長保育（有料） 5：30 ～ 7：00 18：00 ～ 21：30
保育園	聖アンデレ保育園 (北条 1677) ☎0470-23-5573	60	生後 57 日目から 就学前まで	平日	7：30 ～ 15：30	7：30 ～ 18：30 延長保育（有料） 18：30 ～ 19：00
				※土曜	7：30 ～ 15：30	7：30 ～ 18：30
	館山教会附属保育園 (長須賀 101) ☎0470-25-7078	60	生後 57 日目から 就学前まで	平日 ※土曜	8：00 ～ 16：00	7：30 ～ 18：30 延長保育（有料） 18：30 ～ 19：30
	館山ユネスコ保育園 (沼 847) ☎0470-22-1398	40	生後 57 日目から 就学前まで	平日	8：00 ～ 16：00	7：00 ～ 18：00
				※土曜	8：00 ～ 12：30	7：30 ～ 12：30

※土曜保育、延長保育、休日保育については、各園にお問い合わせください。

10. 保育施設アクセスマップ

●公立認定こども園

船形こども園

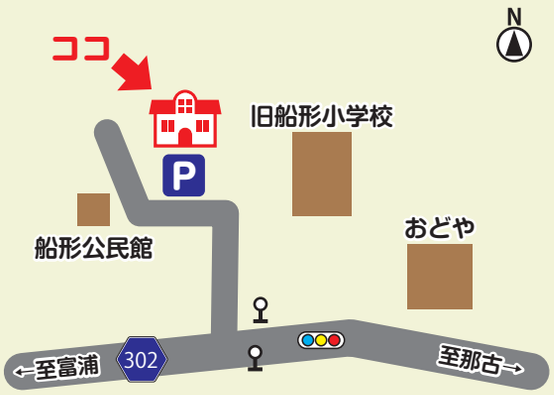

房南こども園



九重こども園

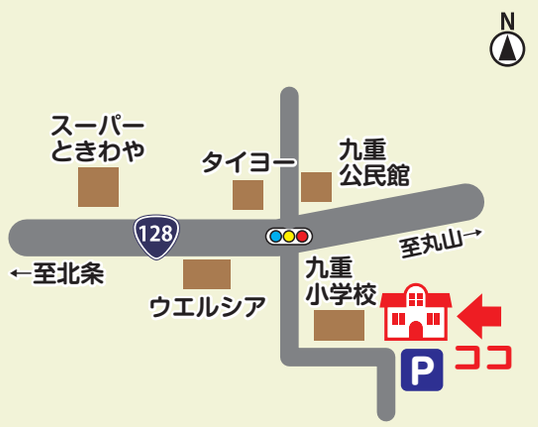



●公立保育園

館野保育園

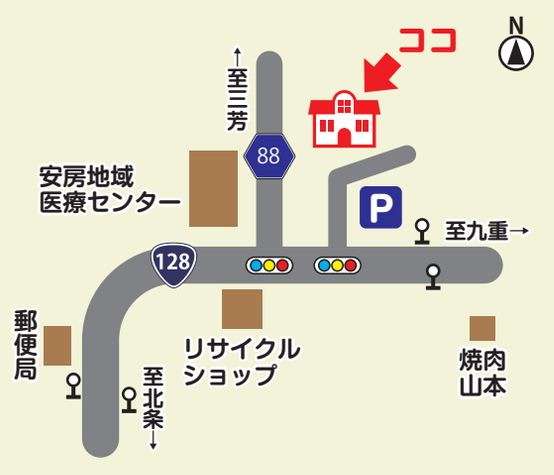

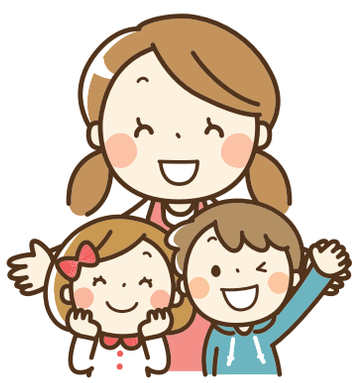

●私立認定こども園

館山白百合こども園



認定こども園 OURS 館山



●私立保育園

聖アンデレ保育園

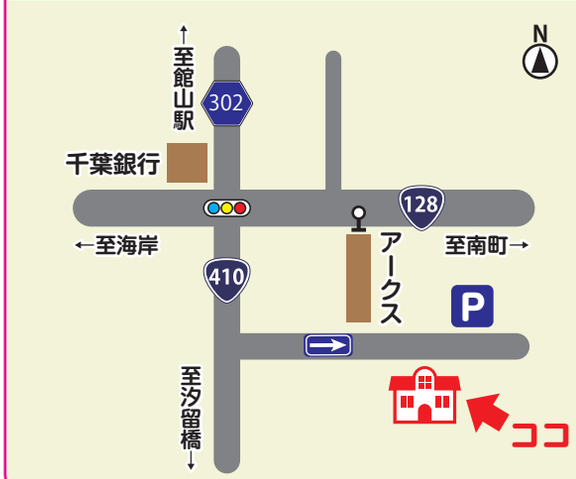

館山教会附属保育園

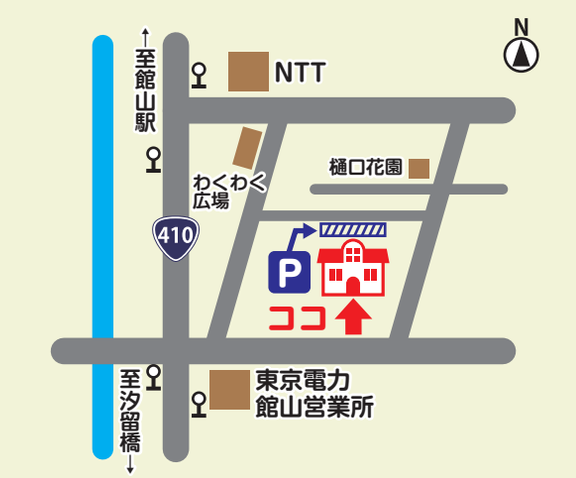

館山ユネスコ保育園





11. 保育施設の退所について（保育施設の利用の解除）

◆保育施設の退所については、概ね 15 日前までにこども課へ届け出てください。原則、月末での退所となります。転出等やむを得ない理由により月途中で退所となる場合は、事前にこども課へご相談ください。

◆保育施設の利用を開始した場合は、概ね月 10 日以上の利用をお願いしています。長期欠席等により、利用が長期間確認されない場合は、保育の実施解除（退所）となる場合があります。

◆下記に該当することになった場合も保育施設を退所となりますのでご注意ください。

①保育の必要性が認められなくなった場合
②館山市外へ転出をした場合（転出後も継続利用を希望する場合は、事前にこども課へご相談ください）
③申込み内容に虚偽があった場合
④入所中の子どもが心身に障害を有し、集団保育に耐えられないと認められるとき